

Q
10

親子会社法制とはどのような考え方ですか

(1) 親子会社法制とは
親子会社法制は、親会社と子会社などからなる企業グループとして、子会社の少数株主や債権者の保護をどのように図るべしあるいは親会社の経営者が個々の子会社を含むグループ全体のリスクに対してどのような責任を負うのかという議論です。

(2) 多重代表訴訟制度
多重代表訴訟制度とは、親会社の株主が直接に子会社の取締役を追究できるようにすべきとの議論であり、1997年の独占禁止法による純粋持株会社の解禁を契機として、今回の会社法改正審議会会社法制部会長の務めた岩原伸作東京大学教授（当時）体的な提唱がなされ、会社法を制定したときの法制審議会でも取り上げられました。

しかし、親会社・子会社の関係にあっても、それぞれの会社では法的には独立の存在であることを前提に様々なルールが形

Q
35

なぜ、「社外」要件が見直されたのでしょうか

(1) 社外取締役の要件の問題
改正前会社法では、社外取締役は、株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役員又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役員又は支配人その他の使用人となったことがないものと定義されています（改正前第2条第15号）。

法制審議会会社法制部会の審議では、これに対して、社外取締役の経営に対する監督機能の実効性を高めるという観点から、現行法における社外取締役の要件は十分といえず、経営者と利害関係を有しない「独立性」、具体的には、親会社の関係者でないものであることや、重要な取引先との関係者でないものであること、経営者の近親者でないものであること等が必要であるとの指摘がなされていました。

また、海外の社外（独立）取締役の要件に比べて、我が国の社外取締役の要件は緩やかにすぎるとの主張も、市場関係者等からは寄せられていました。

一方では、親会社の関係者や重要な取引先との関係者であるというように、株式会社や経営者と一定の関係性を有することは、監督機能を適切に果たすための知識、経験、インセンティブ等の面で、その実効性向上に働くこともあり得るとの指摘もなされていました。

【新における社外（独立）取締役に関する規定】（経団連作成）

第2節 キャッシュ・アウト（特別支配株主の株式等売渡請求）

1. 特別支配株主による株式等売渡請求制度の創設

Q
68

なぜ、キャッシュ・アウトの規定が創設されたのですか

(1) キャッシュ・アウトとは
キャッシュ・アウトとは、親会社など株式会社の支配権を有する主が、少数株主が保有する株式を現金を対価として買取し、そのを完全子会社等とするための仕組みです。キャッシュ・アウトは、期的視野に立った柔軟な経営の実現、株主総会に関する手続の省による意思決定の迅速化、有価証券報告書の提出義務等の法規制を遵守するためのコストや株主管理コストの削減等を実現し得る点で、メリットを有すると指摘されています。

(2) 改正前会社法によるキャッシュ・アウト
改正前会社法でキャッシュ・アウトを行うための手法としては、以下の3つの方法が考えられます。

- ① 金銭を対価とする組織再編（株式交換等）

法であり、一時期は現実に行われていました。しかし、株式買取請求制度や株式価格決定請求制度がないことなどから、少数株主の権利を著しく損なうものであると批判されていました。

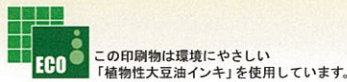
なお、東京証券取引所は、2008年2月18日、「株式併合に際しての投資者保護上の留意事項について」を上場会社に宛てて通知し、その中で、「発行済株式数を大幅に減少させる株式併合により、大部分の既存の株主について株主としての地位を失しめる行為」は、行動規範に定める「上場会社は、流通市場の機能及び株主の権利を尊重するものとする」ことに反するので、厳に慎むよう要請しています。

(3) 新たなキャッシュ・アウトのための仕組みの創設
以上のように、改正前会社法で可能とされているキャッシュ・アウトの仕組みは、いずれも難点があるため、今回の会社法改正では、直截かつ簡明な、新たなキャッシュ・アウトの制度を創設することが課題となりました。
改正後会社法では、キャッシュ・アウトを行うために必要な時間的・手続的コストを低減するとともに、キャッシュ・アウトに係る一連の手続において少数株主に交付される対価の適正さを確保する観点か

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2014.7) 508651



立法経緯や趣旨から会社法改正を理解する！

立法経緯から読む
会社法改正

著 阿部 泰久（経団連 常務理事）



- ◆2014年6月に成立した改正会社法について、法制審議会での審議過程やその後の立法過程を紹介することにより、改正内容とその背景を明らかにしています。
- ◆改正会社法の2大要素である、「コーポレート・ガバナンス」と「親子会社に関する規律」を、論点ごとに体系立てて詳しく解説しています。

A5判・総頁240頁
本体価格 2,800円+税
送料実費

電子書籍版も
発売!!

本

webショップからお申し込みいただけます。

新日本法規Web で 検索

http://www.sn-hoki.co.jp/shop/

電子書籍版

eBOOKSTOREからお申し込みいただけます。

新日本法規 で 検索

http://ebook.e-hoki.com/

〔電子書籍版〕
本体価格 2,300円+税

新日本法規出版 電子版書籍コンテンツ
eBOOKSTORE



※iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。
※パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

創業1948年

